綾瀬市自治基本条例策定着手記念講演会「基調講演」

2006 年 7 月 15 日（土）
１３：４０～１４：４０
作新学院大学総合政策学部教授　沼田 良

今、なぜ、自治基本条例を策定している自治体が増えているのか
― **自分たちのまちのことは自分たちで決める** ―

[Ⅰ] 制定－各地に広がる自治基本条例

１　約９０団体へと拡大
　→ 参考資料(制定 48 団体、策定中 19 団体、審議中 18 団体)
２　さまざまな定義
・　自治基本条例は“自治体の憲法”とも呼ばれている

[II] 理由－まちの憲法を求める動き

１　新しいまちづくりへの関心
・　量的拡大から質的充実へ、成長標準の見直し、「共治」への動きか?
・　市民が地域経営に主体的に参加できる仕組みを定めるもの

２　地方分権一括法(2000 年 4 月施行)
・　「自己決定」で、まちが市民の手に戻りつつある
・　大きな市民自治へ(住民と自治体の関係)

３　自治体における自治の基準
・　自治体機構への信託ルールが求められる
・　自己規律(国と自治体の関係)

[III] 意義－自治基本条例は必要か

１　ふたつの自治イメージ

２　自治の従来型、タテジマ模様、国による自治、役所の自治

３　自治の本来型、マダラ模様、地域による自治、市民の自治
・　市民による「自治」の再定義へ
・　「憲法と地方自治法はあるが、本当の自治を実践するためには自らの規範が必要だ。」
(2006 年 7 月 3 日、区民懇談会の「提言」を受け取った直後の練馬区長の挨拶)

[IV] 策定－自治基本条例を考えるためのポイント

1　現状－いま「自治」が求められているのはなぜか
- 憲法等の文言の単なる引用ではなく、切実な行政実態の指摘
- 行政一般の改善と「自治」実現のための改善はどこが違うのか
- 基本条例では理念的なものを中心に据えたほうがよい

2　理念－どのような状況になれば「自治」が実現したことになるのか
- いわゆるビジョンやイディアを呈示する
- 市民の「権利」として規定するのか
- 議会、執行機関の「責務」として構成するのか
- それらの「両方」なのか
- 意思決定プロセスへの市民の組み込みを重視するのか

3　課題－「自治」を実現するためには何が必要なのか
- 市民にとっては実体上・手続上の権利
- 議会、執行機関の作為･不作為義務および努力目標
- 最高規範と銘打つならばその内容が無視されてはならない。
- 基本条例の拘束力や実効性確保の問題を考慮すべき。
- 議会・執行機関に基本条例の内容を遵守させるための工夫が必要。

メ　モ

参考資料(市民立法機構 HP より)

条例制定済団体

香川県丸亀市「丸亀市自治基本条例」　２００６年１０月１日施行
兵庫県篠山市「篠山市自治基本条例」　２００６年１０月１日施行
大阪府池田市「池田市みんなでつくるまちの基本条例」　２００６年４月１日施行
北海道清水町「清水町まちづくり基本条例」　２００６年４月１日施行
大阪府大東市「大東市自治基本条例」　２００６年４月１日施行
島根県隠岐の島町「隠岐の島町まちづくり基本条例」　２００６年３月２７日施行
三重県名張市「名張市自治基本条例」２００６年１月１日施行
北海道登別市「登別市まちづくり基本条例」　２００５年１２月２１日施行
福島県三春町「三春町町民基本条例」　２００５年１０月１日施行
香川県善通寺市「善通寺市自治基本条例」　２００５年１０月１日
東京都三鷹市「三鷹市自治基本条例」　２００５年９月３０日公布
大阪府岸和田市「岸和田市自治基本条例」　２００５年８月１日施行
青森県八戸市「八戸市協働のまちづくり基本条例」　２００５年４月１日施行
福島県原町市「原町市まちづくり基本条例」　２００５年４月１日施行【合併→南相馬市】
東京都足立区「足立区自治基本条例」　２００５年４月１日施行
東京都文京区「『文の京』自治基本条例」　２００５年４月１日施行
東京都中野区「中野区自治基本条例」　２００５年４月１日施行
神奈川県川崎市「川崎市自治基本条例」　２００５年４月１日施行
神奈川県大和市「大和市自治基本条例」　２００５年４月１日施行
静岡県静岡市「静岡市自治基本条例」　２００５年４月１日施行
愛知県知立市「まちづくり基本条例」２００５年４月１日施行
香川県さぬき市「さぬき市まちづくり条例」　２００５年４月１日施行
埼玉県久喜市「久喜市自治基本条例」　２００５年３月１日施行
新潟県越前市「越前市自治基本条例」　２００５年３月１日施行
三重県四日市市「四日市市市民自治基本条例（理念条例）」　２００５年１月公布
三重県伊賀市「伊賀市自治基本条例」　２００４年１２月２４日施行
長野県岡谷市「岡谷市市民総参加のまちづくり基本条例」　２００４年１０月６日施行
埼玉県草加市「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」　２００４年１０月１日施行
福井県武生市「武生市自治基本条例」　２００４年９月２９日公布【→越前市と合併】
神奈川県愛川町「愛川町自治基本条例」　２００４年９月１日施行
新潟県関川村「関川村むらづくり基本条例」　２００４年８月１日施行
東京都多摩市「多摩市自治基本条例」　２００４年８月１日施行
栃木県大平町「大平町自治基本条例」　２００４年７月１日施行
栃木県南河内町「南河内町まちづくり基本条例」　２００４年４月１日施行
埼玉県富士見市「富士見市自治基本条例」　２００４年４月１日施行
岡山県大佐町「大佐町まちづくり基本条例」　２００４年２月１１日施行【合併→新座市】
愛知県東海市「東海市まちづくり基本条例」　２００３年１２月２２日施行
新潟県柏崎市「柏崎市市民参加のまちづくり基本条例」　平成１５年１０月１日施行
兵庫県伊丹市「伊丹市まちづくり基本条例」　平成１５年１０月１日施行
新潟県吉川町「吉川町まちづくり基本条例」　２００３年１０月１日施行【合併→上越市】
福島県会津坂下町「会津坂下町まちづくり基本条例」　２００３年４月１日施行
石川県羽咋市「羽咋市まちづくり基本条例」　２００３年４月１日施行
埼玉県鳩山町「鳩山町まちづくり基本条例」　２００３年４月１日施行
東京都杉並区「杉並区自治基本条例」　２００３年５月１日施行
東京都清瀬市「清瀬市まちづくり基本条例」　２００２年年４月１日施行
兵庫県生野町「生野町まちづくり基本条例」　２００２年６月１日施行【合併→朝来市へ】
兵庫県宝塚市「宝塚市まちづくり基本条例」　２００２年４月１日施行
北海道ニセコ町「ニセコ町まちづくり基本条例」　２００１年４月１日施行/２００５年１２月改正

策定中の自治体

北海道江別市「江別市自治基本条例（仮称）」
北海道下川町「自治基本条例の取り組みについて」　★意見募集終了
北海道帯広市「（仮称）帯広市行政基本条例」
群馬県玉村町「玉村町自治基本条例（仮称）」
新潟県妙高市「自治基本条例」
千葉県流山市「（仮称）流山市自治基本条例」　★ニュースを発行
千葉県我孫子市「自治基本条例」　★一次案公表→パブコメ開始（０６年７月１日予定）
東京都調布市「住民自治基本条例」
東京都小平市「あなたも自治基本条例づくりに参加しませんか」
東京都練馬区「（仮称）練馬区自治基本条例」
東京都昭島市「自治基本条例への取り組み」
東京都あきる野市「自治基本条例制定に向けて」　★中間報告
神奈川県「自治基本条例」
神奈川県藤沢市「藤沢市の自治基本条例について考える広場」
神奈川県茅ヶ崎市「みんなで考えよう　ちがさきのルール」
山梨県甲府市「甲府市自治基本条例をつくる会」
滋賀県米原市「新・米原市のまちづくり基本条例をつくる会」　★骨子を答申
愛媛県四国中央市「自治基本条例検討委員会」　★素案→意見募集（６月３０日）
福岡県筑後市「自治基本条例」
（以上 2006 年 6 月 22 日追加）

審議中

北海道苫小牧市「苫小牧市の自治基本条例等の制定について」　★０６年６月議会提出
岩手県宮古市「宮古市の自治基本条例」　★最終報告→試案作成中
新潟県上越市「みんなで自治基本条例をつくりましょう!!」　★素案策定８月予定
栃木市「栃木市の将来を考える１００人委員会　自治基本条例会議」
埼玉県新座市「新座市自治基本条例（仮称）」　★最終報告→秋議会上程予定
千葉県鎌ヶ谷市「鎌ヶ谷市自治基本条例」
東京都町田市「町田市自治基本条例検討委員会」
東京都国分寺市「国分寺市（仮称）自治基本条例に関すること」
東京都豊島区「（仮称）豊島区自治基本条例」
神奈川県横須賀市「まちづくり基本条例研究」
神奈川県平塚市「自治基本条例のホームページ」　★議会上程中
神奈川県寒川町「（仮称）寒川町自治基本条例」
長野県飯田市「飯田市議会・自治基本条例特別委員会」
岐阜県多治見市「多治見市自治体基本条例」　★０６年３月議会で「審議未了廃案」
愛知県日進市「日進市自治基本条例」　★意見募集終了
大阪府吹田市「自治基本条例　いっしょに考えませんか？」　★意見募集終了
大阪府豊中市「自治基本条例のページ」
熊本県熊本市「まちづくり市民協働のひろば/熊本市自治基本条例」　＝継続審議＝

☆　パネルディスカッション資料

東京都練馬区の事例から

作新学院大学総合政策学部教授　沼田　良

１　「自己紹介　策定方法紹介など」

○　練馬区民、区民懇談会副会長、同起草部会長
○　経過－懇談会はどのように提言をまとめたか
　　・区民懇談会の活動期間は、2005.6.15～2006.7.3 の約１年間
　　・当初は８か月間で終える予定だったが、４か月ほど延長した
○　区長からの諮問－「盛り込むべき項目と内容についての検討」
　　・懇談会(2005.6.15、延べ 15 回)：学識４名、公募 13 名、団体 17 名
　　・起草部会(2006.2.13、延べ 18 回)：学識 3 名、公募 5 名、団体 4 名
　　・前半はワークショップ、後半はそれをふまえた提言案の策定

２　「懇談会の特色紹介など」

○　懇談会はどのような提言をまとめたか
　・特別区という立場－「名実ともに自主的自立的な地方公共団体」
　・最高規範性
　・自治の担い手
　・区民の定義
　・協働とコミュニティ
　・住民投票

３　「市民参加が必要な理由」

○　策定過程での市民参加こそが自治の実験
　・当然の前提であり、不可欠な条件
　・この条例は市民を主人公に予定している
　・参加に方法について創意工夫をこらすべきだろう
　・まず何よりも「会議を自治する」ことだ

以上

☆　パネルディスカッション資料

平成 18 年 7 月 15 日

「市民がつくったまちの憲法　～**大和市自治基本条例～**」

大和市自治基本条例をつくる会会長　太田善夫

1.　自治基本条例とは

○　地方分権化による新たな自治体運営
○　市民と議会と市長による契約書
○　最高規範　⇒　まちの憲法
○　人の支配から法の支配へ

2.　条例制定のプロセス

平成 14 年 10 月　「大和市自治基本条例をつくる会」(以下つくる会)発足
⇒　つくる会による素案作成作業
平成 16 年５月　つくる会から市長へ条例素案提出
８月　行政にて素案を基に条例案策定
９月　市長が市議会へ条例案を提出
１０月　市議会にて修正可決
平成１７年４月　条例施行

3.　「大和市自治基本条例をつくる会」の活動

(1) つくる会発足

○　行政が要綱により「大和市自治基本条例をつくる会」を設置し、市民を公募
○　目的は、市民を中心に条例の素案を作成し、市長に提言
○　つくる会メンバーの構成
公募市民２６名、市職員５名、学識経験者１名、ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ１名
＊　市民メンバーは団体等の推薦枠を設けずに全て公募（大和市では初めて）

(2) 市民メンバーの構成内訳

○年齢別

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	計
男	2 名	1 名	1 名	2 名	4 名	7 名	１名	1 名	19 名
女				1 名	5 名	1 名			7 名
計	2 名	1 名	1 名	3 名	9 名	8 名	1 名	1 名	26 名

○職業の内訳
企業等のリタイア　10 名、現役の会社員、公務員　4 名、　ＮＰＯ等関係者　3 名
大学の研究者　2 名、大学生　2 名、　自営　2 名、芸術家　1 名、その他　2 名

○市民活動、地域活動等の経験者：20 名
自治会長等経験者　3 名、　その他　17 名

(3) つくる会の運営方法

○市民が中心に運営
事務局（企画部）は裏方
市民と市職員が同じテーブルで対等に議論
市長、行政からの具体的な指示、要望なし。白紙委任。

○ＰＩ（ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｲﾝﾎﾞﾙﾌﾞﾒﾝﾄ）を重視
会内の会合　119 回、会外へのＰＩ等 63 回
＊ＰＩ（ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｲﾝﾎﾞﾙﾌﾞﾒﾝﾄ）：「計画や政策の策定にあたり、広く市民の意見を聴取し、内容に反映させる市民参加の手法。案をつくる段階から参加し、単なる意見表明に止まらず市民相互の議論、合意形成までをも視野に入れる点が特徴」

(4) ＰＩによる素案策定（580 日間）

① 14 年 11 月～15 年 3 月：会の基盤整備、運営方法や学習会
② 15 年４月～6 月：ＰＩの準備やＰR活動等
③ 15 年 7 月～11 月：**最初のＰＩ**　（28 回実施）
④ 15 年 12 月：ＰＩの結果をふまえ、たたき台を作成
⇒16 年１月に公表、記者会見
⑤ 16 年 1～３月：たたき台を基にした**二回目のＰＩ**実施（35 回実施）
⑥ 16 年 4 月～5 月：ＰＩでの意見をふまえ、素案策定作業

＊PI を行なった対象：一般市民、自治会長、市民活動団体、商工会議所、青年会議所、高校生、市議会議員、市職員等

(５)議会による修正

議会の間接民主制と市民参加による民意

4. 大和市自治基本条例の内容の特徴

(1) 住民投票制度：　１６歳以上の住民投票制度
(2) 厚木基地問題：　米軍基地問題に関する初の法令化
(3) 自治の基本原則等：　地方分権を自治体から宣言
(4) ＰＩによる制定プロセス　⇒　新たな市民参加のモデル

5. ＰＩ（ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｲﾝﾎﾞﾙﾌﾞﾒﾝﾄ）についての市民自治の視点からの評価と課題

(1) PI による実質的な民意の形成
条例制定の是非も含めタブーなき議論
公募市民による代表性の不十分さを補完
最高規範性を実質的に担保
先駆的な内容の提言へ

(2) ＰＩによる市民や行政の成熟化、活性化
市民 vs 市民で議論　⇒　お客さんから当事者へ、建設的な議論へつながる
意識や考え方がブラッシュアップされる
行政職員にとってもプラスの刺激　⇒　意識変革へ

(3) PI を実施する土壌作りも大切
PR が第一歩
一般市民の関心をいかに高めるか
既存の行政チャネルの限界

(4) 市民参加をサポートする行政の組織体制の制約
シナリオ通りに進まない
⇒縦割り組織、計画ベース、予算主義による制約

(5) PI は討議とアウトリーチの繰り返し
二段階（たたき台作成前と作成後）に分けてＰＩを実施
意見や議論の整理と共有化が大切
徹底的な討議により意思決定

太田　善夫　（大和市自治基本条例をつくる会　会長）
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：**yurikeio@sk9.so-net.ne.jp**

☆　パネルディスカッション資料

＜平塚市自治基本条例に関する検討経過＞

１　自治基本条例の検討組織

自治基本条例は、協働してまちづくりを行うための基本的なルールを定めるもので、本市では平成１７年度中の制定を目指し、「平塚市自治基本条例策定委員会」、「平塚市自治基本条例を考える市民委員会」、「自治基本条例策定検討職員プロジェクトチーム」の３つの組織により検討を行い、策定委員会が提言を行いました。検討組織のイメージは、以下のとおりです。

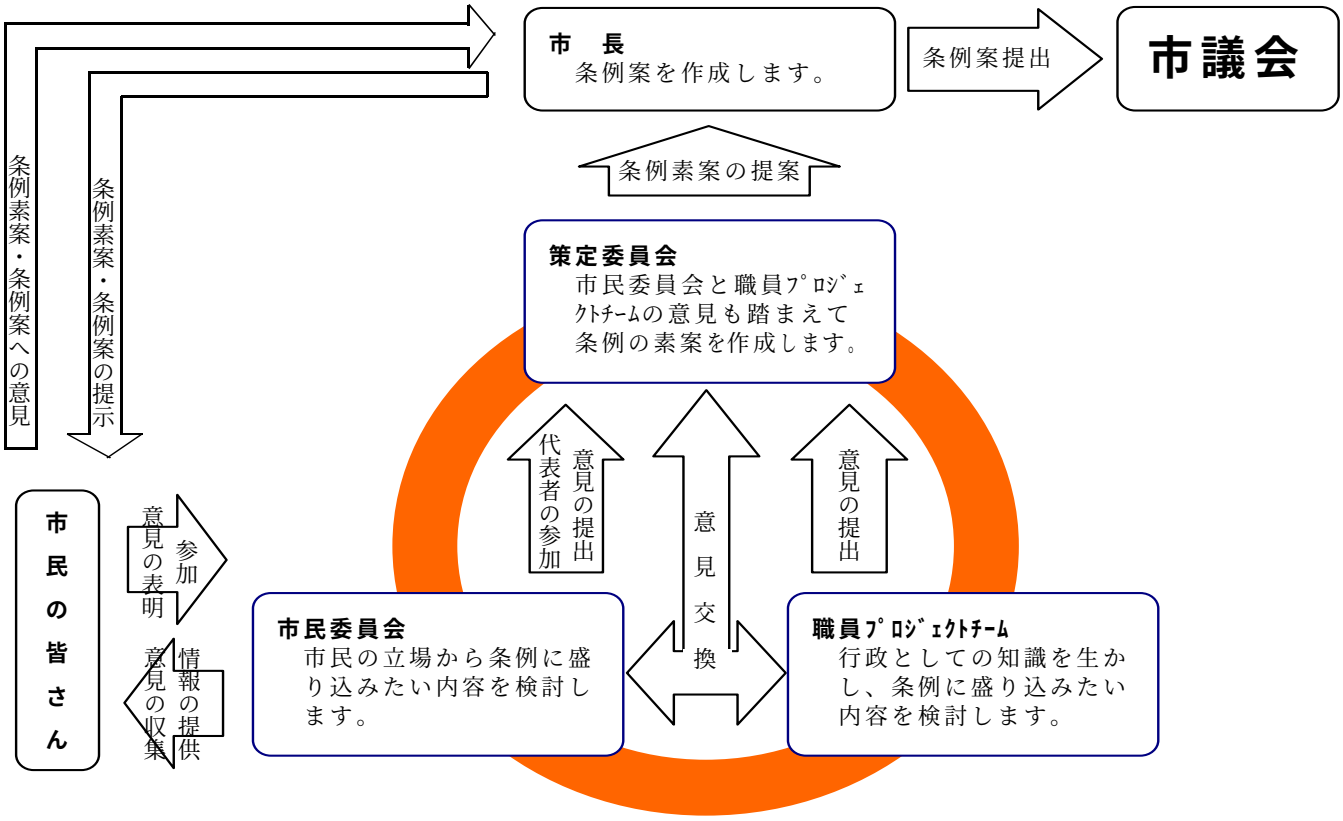

・平塚市自治基本条例策定委員会

目的：自治基本条例を策定するにあたり、条例の基本理念やそれに基づく平塚市の自治のあり方などについて検討をするため設置されました。

役割：自治基本条例について、平塚市自治基本条例を考える市民委員会及び自治基本条例策定検討職員プロジェクトチームの意見を踏まえ、十分に連携をとりながら専門的、多角的な検討を行い、市長に対し提言を行いました。

組織：学識経験者　３人
　　各種団体から推薦を受けた者　３人
　　平塚市自治基本条例を考える市民委員会委員　４人
　　} 計１０人

会議：全８回開催

主な内容：・条例の全体構成について質疑・意見交換
・各項目の条文案や付帯意見に対する意見
・各項目の条文案や付帯意見に対する意見の整理及びまとめ
・提言素案のまとめ

• 平塚市自治基本条例を考える市民委員会

目的：自治基本条例の策定にあたり、広く市民の意見や考えを反映するため設置されました。
役割：自治基本条例に盛り込むべき内容等について、市民の立場から検討を行い、平塚市自治基本条例策定委員会に意見として提出しました。
組織：公募市民　５１人（発足時５８人）
会議：全３２回開催
主な内容：市民委員会の目的と全体の流れについての検討
市民委員相互の思いを共有
市民委員会の位置付けと役割
条例に盛り込みたい内容
条例の全体構成についての検討及びまとめ
各項目の条例案検討と付帯意見の検討及びまとめ
広報紙作成や地区説明会企画等の広報活動　等

• 自治基本条例策定検討職員プロジェクトチーム

目的：自治基本条例について庁内で検討するため設置されました。
役割：自治基本条例に盛り込むべき内容等について、行政の立場から検討を行い、平塚市自治基本条例策定委員会に意見として提出しました。
組織：庁内関係課職員　５人
公募職員　　６人　　計１１人
会議：全４０回開催
主な内容：自治基本条例を検討していくうえでのキーワード
自治基本条例の必要性
平塚市の自治のあるべき姿について
自治基本条例に盛り込むべき項目
条例の全体構成についての検討及びまとめ
各項目の条文案検討と付帯意見の整理及びまとめ　　等

２　自治基本条例の構成案

市民委員会では、これまでの議論を２６６項目３３類型に分類し、これを踏まえて自治基本条例の全体構成(目次)〔第１案〕をまとめ、この構成案の各項目について議論を深めながら、条例文案や付帯意見の整理・検討を行いました。

また、職員プロジェクトチームでも、これまでの議論を踏まえて、自治基本条例の構成案（スケルトン案）をまとめ、この構成案の各項目の条例文案や付帯意見について整理・検討を行いました。

更に、市民委員会と職員プロジェクトチームの合同で条例文案検討会議を開催し、それぞれ検討した条例文案や付帯意見を持ち寄り、意見交換等をしながら取りまとめに向けての作業を行い、この会議で取りまとめた資料を策定委員会へ提出し、条例文案やまとめ方等についての意見をいただきながら検討を進めました。

策定委員会では、策定委員会が指摘した事項を踏まえ、文案や意見を再検討した市民委員会及び職員プロジェクトチームからの最終提案を受け、最終的な提言内容の検討を行い、市長への自治基本条例に関する提言書をまとめ、平成１７年７月２５日に市長に提言を行いました。

３　講演会、勉強会

自治基本条例について、基礎的な知識を深めるとともに、共通理解のうえでの検討や議論を深めていただくきっかけづくりとして、自治基本条例に関する講演会や勉強会を開催しました。

・自治基本条例講演会

日時：平成１６年2月１４日（土）　１４：００～１６：００
対象：全市民（定員２５０人・参加者２２７人）
講師：（財）地方自治総合研究所　理事･主任研究員 辻山　幸宣氏
ﾃｰﾏ：「自治基本条例って何だろう」
　　自治基本条例の沿革・意義・制定過程等

・自治基本条例検討組織合同勉強会

日時：平成１６年6月２０日（日）　１７：００～１９：００
対象：策定委員会、市民委員会、職員プロジェクトチームの各委員
　　傍聴自由
参加者８６人（傍聴者等を含む）
内容：（財）地方自治総合研究所　理事･主任研究員　辻山　幸宣氏
　　「自治基本条例策定にあたっての心構え」
　　駒澤大学　法学部　専任講師　　内海　麻利氏
　　「まちづくり、条例づくりと市民参加」
　　中央大学人文科学研究所　客員研究員　　河上　暁弘氏
　　「地方自治と憲法」
　　質疑応答

・第１回学習会～行政の基礎を学ぼう１

日時：平成１６年8月１７日（火）　１９：００～２１：３０
対象：策定委員会、市民委員会、職員プロジェクトチームの各委員
参加者３９人
内容：平塚市の総合計画について
　　平塚市の組織と業務について

・第２回学習会～行政の基礎を学ぼう２

日時：平成１６年8月２３日（月）　１９：００～２１：３０
対象：策定委員会、市民委員会、職員プロジェクトチームの各委員
参加者４１人
内容：平塚市の財政状況について
　　市民活動の推進事業について

• 第３回学習会～川崎市の事例に学ぶ勉強会

日時：平成１６年１２月１９日（日）　１３：３０～１５：３０
対象：市民委員会委員
参加者　２８人
講師：（財）地方自治総合研究所　　理事･主任研究員 辻山　幸宣氏
　　川崎市自治基本条例検討委員会　副委員長　　荒井　敬八氏
内容：川崎市の自治基本条例の特色と検討に際しての経験談
　　講師と市民委員会委員との意見交換会

• （第４回学習会）ミニ講座
～自治基本条例と総合計画、都市（まち）づくり条例の関係について考える～

日時：平成１７年5月9日（月）　１９：００～２１：３０
対象：市民委員会、職員プロジェクトチームの各委員
　　ひらつか未来市民会議及び都市（まち）づくり条例市民会議の各委員へ情報提供
　　傍聴自由
参加者４６人
内容：自治基本条例の性格
　　自治基本条例と都市（まち）づくり条例の関係
　　計画体系と計画実現手法の考え方
　　講師と意見交換

• 自治基本条例講演会（提言と合わせて開催）

日時：平成１７年7月２５日（金）
対象：策定委員会、市民委員会、職員プロジェクトチームの各委員、市民
参加者４０人
内容：中央大学人文科学研究所　客員研究員　　河上　暁弘氏
　　「自治基本条例に期待するもの」
　　（財）地方自治総合研究所　理事･主任研究員　辻山　幸宣氏
　　「自治基本条例とこれからの平塚市」

４　市民への情報提供

自治基本条例を策定するにあたっては、検討組織内の意見だけではなく、市民全体から広く意見をいただくことが非常に重要です。

そのためには、基礎的な資料や検討組織などでの議論を市民全体で共有することが必要になります。

そこで、様々な機会や手段を通じて、市民に広く情報を提供するとともに、ご意見をいただく場として、地域説明会やフォーラムを開催しました。

• 平塚市自治基本条例を考える市民委員会　広報紙

第１号（ＰＲパンフレット）　（2004 年 12 月 17,000 部発行）
・自治会回覧、公民館・図書館等の公共施設に設置

第２号（たより）　　（2005 年 4 月 13,000 部発行）
・自治会回覧、公民館・図書館等の公共施設に設置

• 平塚市自治基本条例を考える市民委員会　地域説明会

南原地区
日　時：平成１７年3月2日（水）　１９：３０～２１：３０
　　平成１７年3月5日（土）　１９：３０～２１：３０
場　所：南原自治会館
主な内容：町内会・自治会と行政の関係を考える
　　南原地区のいいところ探し
　　自治基本条例市民委員会中間報告と意見交換

富士見地区
日　時：平成１７年3月１８日（金）　１９：００～２１：００
場　所：富士見公民館
主な内容：富士見地区の変わったことと変わらないこと
　　自治基本条例の必要性と策定のスケジュール
　　自治基本条例市民委員会中間報告と意見交換

• 自治基本条例フォーラム

日　時：平成１７年3月２６日（土）１３：３０～１６：３０
場　所：教育会館３階大会議室
参加数：１２０人
主な内容：① 市民委員会・職員プロジェクトによる検討経過報告
　　② 参加者による“意見・提案”の提出と意見交換
　　③ 「②」の内容を踏まえたパネルディスカッション
　　④ 質疑応答

• ホームページの開設

内容：自治基本条例講演会等の記録
　　策定委員会の開催予定、資料及び会議録、委員名簿　等
　　市民委員会の開催予定、資料及び会議概要、委員名簿　等
　　職員プロジェクトの資料及び会議概要、委員名簿　等
　　広報ひらつか連載記事の掲載、意見の募集、受付

• 情報ファイルの設置

インターネットが利用できない環境の方々に情報を提供するため、自治基本条例のホームページの内容を印刷し、公共施設に設置しています。

・提言書及び骨子の設置

ホームページ、公共施設３４ヶ所（市政情報コーナー、公民館２６　図書館４
市民窓口センター　市民活動センター）に設置。

・広報ひらつかへの掲載

平成１６年４月より、毎月１５日号に「自治基本条例Ｎｏｗ」を掲載しています。
平成１６年　４月１５日号①「まちのルールづくり、はじめます」
平成１６年　５月１５日号②「自治基本条例を考える３つの組織」
平成１６年　６月１５日号③「策定に向けて合同勉強会を開催」
平成１６年　７月１５日号④「まちづくりのアイディア募集中」
平成１６年　８月１５日号⑤「平塚をこんなまちにしたい」
平成１６年　９月１５日号⑥「行政の基礎を学びました」
平成１６年１０月１５日号⑦「条例に盛り込みたいこと」
平成１６年１１月１５日号⑧「市民委員会で３３項目に分類」
平成１６年１２月１５日号⑨「パンフレットで情報発信」
平成１７年　１月１５日号⑩「市民同士の意見交換会」
平成１７年　２月１５日号⑪「開催します 地区報告会とフォーラム」
平成１７年　３月１５日号⑫「開催します 自治基本条例フォーラム」
平成１７年　４月１５日号⑬「それが自治基本条例です」
平成１７年　５月１５日号⑭「まちづくりの主役は市民（みなさん）です」
平成１７年　６月１５日号⑮「わかりやすい条例にしたいですね」
平成１７年　７月１５日号⑯「条例素案がいよいよ仕上げに。」
平成１７年　８月１５日号⑰「提言書にご意見をお寄せください」
平成１７年　９月１５日号⑱「自治基本条例策定への道のり」
平成１７年１０月１５日号　「自治基本条例に関する特集記事」
（条例の基本に関する説明・条例骨子の概要に関する説明
条例骨子に対するパブリックコメント実施のお知らせ等）
平成１７年１１月１５日号⑲「とても大切なことです。情報の共有」
平成１７年１２月１５日号⑳「まちづくりはみなさんの参加が原則です」
平成１８年　１月１５日号 21「市民・議会・行政 協働の原則」
平成１８年　２月１５日号 22「期待されるコミュニティの活躍」
平成１８年　３月１５日号 23「みんなでつくる“まちのルール”」

５　議会への情報提供

・行政報告会での情報提供

平成１６年　７月２０日
主な内容：自治基本条例の検討組織
これまで開催した講演会勉強会
市民への情報提供
今後の予定

平成１６年１１月１９日
主な内容：各検討組織の検討状況

市民委員会における自治基本条例の検討項目提案票のまとめ

平成１７年　４月２７日
主な内容：各検討組織の検討状況
自治基本条例の構成案
市民等への情報提供の状況

平成１７年　７月２５日
主な内容：各検討組織の検討状況
自治基本条例に関する提言の検討状況

平成１８年　２月１４日
主な内容：３月議会上程議案である自治基本条例（案）の概要説明

６　市民意見の集約

• 提言書に関する意見募集

平塚市にふさわしい自治基本条例を策定するために、提言書に対する市民の意見を募集しました。

募集方法：「自治基本条例提言書への意見」とし、メール、ファクシミリ等で受付
募集期間：平成１７年８月３日（水）から９月２日（金）
募集結果：５２人　１１２意見

• 骨子に関する意見募集

提言書を踏まえまとめた条例案骨子に対する市民の意見を募集しました。

募集方法：「自治基本条例案骨子への意見」とし、メール、ファクシミリ等で受付
募集期間：平成１７年１０月１５日（土）から１１月１８日（金）
募集結果：５９人　２５５意見

• 元市民委員会委員への説明会

策定に関わっていただきました元市民委員会委員に対する骨子の説明会を開催しました。

開催日：平成１７年１０月２９日（土）　１９人

• 地域説明会の開催

市内４ヶ所で市民に対する骨子説明会を開催しました。

開催期間：平成１７年１１月４日（金）から１１月６日（日）　６１人

このような経過を踏まえ、庁内において最終的な条例(案)をまとめ、平成１８年３月議会に上程しました。議会では、条例案の上程に伴い「平塚市自治基本条例特別委員会」が設置されました。

（参考）　平成１８年３月１５日　　特別委員会開催　　結果：継続審査
平成１８年６月２２日　　特別委員会開催　　結果：継続審査

以上